

第119期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

株主資本等変動計算書
個別注記表
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

株式会社 千葉銀行

第119期（2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰 余 金	資本剰余金合 計
当期首残高	145,069	122,134	50	122,185
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			45	45
自己株式の消却			△96	△96
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	△50	△50
当期末残高	145,069	122,134	－	122,134

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合 計
	利益準備金	その他利益剰 余 金	利益剰余金合 計		
当期首残高	50,930	674,688	725,618	△72,800	920,072
当期変動額					
剰余金の配当		△25,041	△25,041		△25,041
当期純利益		74,231	74,231		74,231
自己株式の取得				△10,005	△10,005
自己株式の処分				48	93
自己株式の消却		△7,556	△7,556	7,653	
土地再評価差額金の取崩		28	28		28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	41,661	41,661	△2,303	39,307
当期末残高	50,930	716,350	767,280	△75,104	959,379

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	141,853	16,279	9,929	168,062	1,088,134
当期変動額					
剰余金の配当					△25,041
当期純利益					74,231
自己株式の取得					△10,005
自己株式の処分					93
自己株式の消却					
土地再評価差額金の取崩					28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△75,656	1,371	△334	△74,620	△74,620
当期変動額合計	△75,656	1,371	△334	△74,620	△35,312
当期末残高	66,197	17,650	9,594	93,442	1,052,821

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記 1 及び 2（1）と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,540百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカード等の利用により付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建の他の有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

上記（1）（2）以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

（会計方針の変更）

従来、「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しているデリバティブ取引については、時価評価による金融資産と金融負債を総額で表示しておりましたが、当事業年度より、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2024年7月1日）に定める要件を満たす場合には、金融資産と金融負債を相殺表示する方法に変更しております。

2024年3月の金融政策決定会合にてマイナス金利政策の解除が決定されて以降、今後の金融政策の動向次第では、特定取引勘定のデリバティブ取引に関する金融資産及び金融負債の額が共に増加し、法的に有効なマスターネットティング契約により信用リスクが軽減されている実態と大きく乖離する可能性が高まっております。このため、当行では特定取引勘定に関して適切な信用リスク等に基づく内部管理体制を構築するために、デリバティブ取引の金融資産と金融負債を相殺して管理する方法に変更しております。これらの点を踏まえ、信用リスク等の状況をより適切に計算書類に反映することを目的に、「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しているデリバティブ取引について、相殺表示する方法に変更したものです。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の計算書類となっております。

なお、「その他資産」及び「その他負債」に計上しているデリバティブ取引については、「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しているデリバティブ取引と内部管理体制において明確に区分されるため、従来どおり総額表示を適用しております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の貸借対照表は、特定取引資産が15,173百万円減少、特定取引負債が15,173百万円減少しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 25,510百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法については、「重要な会計方針」[7.引当金の計上基準]「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における融資先の将来の業績見通し」であります。業種特性や地域経済動向を踏まえ融資先の実績、財務内容、返済能力等を評価し判断したうえで、貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

当該見積りは、千葉県内外の景気動向、不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測困難な不確実性の影響を受ける可能性があり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額

33,857百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が国債に8,648百万円含まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 19,929百万円

危険債権額 43,637百万円

三月以上延滞債権額 417百万円

貸出条件緩和債権額 57,594百万円

合計額 121,578百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,660百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,310,395百万円
貸出金	1,313,458百万円

担保資産に対応する債務

預金	49,931百万円
売現先勘定	50,565百万円
債券貸借取引受入担保金	214,190百万円
借入金	1,619,360百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券65,414百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、現先差入担保金6,942百万円及び保証金6,726百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,720,008百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,383,888百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が726,695百万円あります。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,530百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 95,817百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 10,844百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は38,008百万円であります。
11. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、一部の店舗については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
12. 関係会社に対する金銭債権総額 70,090百万円
13. 関係会社に対する金銭債務総額 88,084百万円
14. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託16,908百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	5,051百万円
役務取引等に係る収益総額	570百万円
特定取引に係る収益総額	46百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	453百万円
- 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	31百万円
役務取引等に係る費用総額	3,408百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	288百万円
その他の取引に係る費用総額（営業経費）	2,887百万円
2. 関連当事者との取引に関する事項

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社等	ちばぎん保証 株式会社	所有 直接 45.63%	各種ローンの 被債務保証取引 役員の兼任	ローン債権 に対する 被債務保証	4,133,745	—	—
役員の近親者 が議決権の過 半数を有して いる会社	第一共創建設 株式会社	被所有 直接 0.00%	—	資金の貸付	(平均残高) 160	貸出金	262

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。
2. 資金の貸付については、一般の取引と同様な条件で行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末 株 式 数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	100,093	8,106	10,066	98,132	(注)
種 類 株 式	—	—	—	—	
合 計	100,093	8,106	10,066	98,132	

(注) 増加株式数8,106千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加8,103千株及び単元未満株式の買取請求による増加2千株であり、減少株式数10,066千株は取締役会決議による自己株式消却による減少10,000千株及び譲渡制限付株式の割当による減少66千株並びに単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

2. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	当事業年度期首残高	当 事 業 年 度 変 動 額	当事業年度末残高
固定資産圧縮積立金	351百万円	△4百万円	347百万円
別 途 積 立 金	610,971百万円	35,000百万円	645,971百万円
繰 越 利 益 剰 余 金	63,365百万円	6,666百万円	70,032百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売 買 目 的 有 価 証 券	△134

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を 超 え る も の	国 債	－	－	－
	地 方 債	－	－	－
	社 債	－	－	－
	そ の 他	－	－	－
	うち外国債券	－	－	－
	小 計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額 を 超 え な い も の	国 債	－	－	－
	地 方 債	－	－	－
	社 債	－	－	－
	そ の 他	1,496	1,491	△4
	うち外国債券	1,496	1,491	△4
	小 計	1,496	1,491	△4
合 計		1,496	1,491	△4

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年3月31日現在）

市場価格のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	31,709
関 連 法 人 等 株 式	2,148
合 計	33,857

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	275,113	71,449	203,664
	債 券	27,033	26,974	58
	国 債	15,021	15,001	19
	地 方 債	5,795	5,786	9
	社 債	6,215	6,185	29
	そ の 他	601,556	559,985	41,570
	うち外国債券	307,697	302,985	4,711
	小 計	903,703	658,409	245,294
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	17,163	26,130	△8,967
	債 券	1,327,976	1,411,591	△83,615
	国 債	673,870	716,205	△42,334
	地 方 債	252,678	261,512	△8,833
	社 債	401,427	433,874	△32,447
	そ の 他	825,506	882,169	△56,663
	うち外国債券	476,528	505,620	△29,091
	小 計	2,170,645	2,319,892	△149,246
合 計		3,074,349	2,978,301	96,047

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	4,629
組 合 出 資 金	47,680
合 計	52,309

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株 式	21,857	14,242	253
債 券	281,144	309	4,904
国 債	219,618	309	805
地 方 債	33,818	－	1,753
社 債	27,706	0	2,344
そ の 他	119,978	6,024	1,499
う ち 外 国 債 券	58,335	549	114
合 計	422,979	20,576	6,657

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価（原則として事業年度末日の市場価格等。以下同じ。）が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、社債2百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要 注 意 先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正 常 先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,068百万円
退職給付引当金	5,105
有価証券償却	1,007
その他	5,639
繰延税金資産小計	24,820
評価性引当額	△992
繰延税金資産合計	23,828
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	29,753
前払年金費用	6,961
その他	8,393
繰延税金負債合計	45,108
繰延税金負債の純額	21,279百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.4%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は628百万円増加し、その他有価証券評価差額金は852百万円減少し、繰延ヘッジ損益は231百万円減少し、法人税等調整額は456百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は306百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	1,488円32銭
1株当たり当期純利益	104円13銭

(企業結合等関係)

企業結合等関係については、連結計算書類の注記事項に記載しております。

第119期（2024年 4 月 1 日から） 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	145,069	122,185	796,209	△72,800	990,662
当期変動額					
剰余金の配当			△25,041		△25,041
親会社株主に帰属する 当期純利益			74,259		74,259
自己株式の取得				△10,005	△10,005
自己株式の処分		45		48	93
自己株式の消却		△96	△7,556	7,653	
土地再評価差額金の取崩			28		28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△50	40,689	△2,303	39,334
当期末残高	145,069	122,134	837,898	△75,104	1,029,997

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	159,893	16,279	9,929	4,738	190,840	1,181,503
当期変動額						
剰余金の配当						△25,041
親会社株主に帰属する 当期純利益						74,259
自己株式の取得						△10,005
自己株式の処分						93
自己株式の消却						
土地再評価差額金の取崩						28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△79,697	1,371	△334	3,013	△75,647	△75,647
当期変動額合計	△79,697	1,371	△334	3,013	△75,647	△36,312
当期末残高	80,195	17,650	9,594	7,752	115,193	1,145,190

連結注記表

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 9社

会社名

- ・株式会社総武
- ・ちばぎんキャリアサービス株式会社
- ・ちば債権回収株式会社
- ・ちばぎんハートフル株式会社
- ・ちばぎん証券株式会社
- ・ちばぎん保証株式会社
- ・ちばぎんカード株式会社
- ・ちばぎんリース株式会社
- ・エッジテクノロジー株式会社

ちばぎんジェーシービーカード株式会社とちばぎんカード株式会社は、2023年6月5日付で吸収合併契約を締結し、効力発生日を2024年4月1日として、ちばぎんカード株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併を実施いたしました。この結果、当連結会計年度より、ちばぎんジェーシービーカード株式会社を連結の範囲から除いております。

当行は、2024年10月30日に、エッジテクノロジー株式会社の普通株式を株式公開買付けにより取得し、エッジテクノロジー株式会社を連結子会社といたしました。この結果、当連結会計年度より、エッジテクノロジー株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

- ・ちばぎんコンピューターサービス株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

主要な会社名

- ・ちばぎんコンピューターサービス株式会社

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 17社

主要な会社名

- ・ひまわりG3号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。なお、当連結会計年度にちばエンゲージメント1号投資事業有限責任組合を設立、当行が合同会社SF1号（匿名組合）及び合同会社SF2号（匿名組合）に出資、株式会社フレッシュファームちばに追加出資、持分法非適用の非連結子会社のひまわりグリーンエナジー株式会社がMega Solar1413-L合同会社（匿名組合）に出資、ちばエンゲージメント1号投資事業有限責任組合が岩崎機械工業株式会社に出資しております。また、ひまわりG2号投資事業有限責任組合を清算しております。

(3) 持分法非適用の関連法人等

7社

主要な会社名

・千葉・武蔵野アライアンス株式会社

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 9社

当連結会計年度より、経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性の向上を図るため、連結子会社のエッジテクノロジー株式会社は、決算日を4月30日から3月31日に変更しております。

当該変更に伴い、当連結会計年度においては、2024年11月1日から2025年3月31日までの5ヶ月間を連結しております。

4. のれんの償却に関する事項

20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合は、発生年度に全額償却しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1) と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,125百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行並びに連結される子会社及び子法人等が発行するクレジットカード等の利用により付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

9. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、ちばぎん証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

12. リース取引の処理方法

連結される子会社及び子法人等の貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建の他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

当行では、上記（1）（2）以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

注記事項

(会計方針の変更)

従来、「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しているデリバティブ取引については、時価評価による金融資産と金融負債を総額で表示しておりましたが、当連結会計年度より、「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号 2024年7月1日)に定める要件を満たす場合には、金融資産と金融負債を相殺表示する方法に変更しております。

2024年3月の金融政策決定会合にてマイナス金利政策の解除が決定されて以降、今後の金融政策の動向次第では、特定取引勘定のデリバティブ取引に関する金融資産及び金融負債の額が共に増加し、法的に有効なマスターネットティング契約により信用リスクが軽減されている実態と大きく乖離する可能性が高まっております。このため、当行では特定取引勘定に関して適切な信用リスク等に基づく内部管理体制を構築するために、デリバティブ取引の金融資産と金融負債を相殺して管理する方法に変更しております。これらの点を踏まえ、信用リスク等の状況をより適切に連結計算書類に反映することを目的に、「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しているデリバティブ取引について、相殺表示する方法に変更したものです。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。

なお、「その他資産」及び「その他負債」に計上しているデリバティブ取引については、「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しているデリバティブ取引と内部管理体制において明確に区分されるため、従来どおり総額表示を適用しております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結貸借対照表は、特定取引資産が15,173百万円減少、特定取引負債が15,173百万円減少しております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 31,675百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- (1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法については、「会計方針に関する事項」「5.貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

- (2) 主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における融資先の将来の業績見通し」であります。業種特性や地域経済動向を踏まえ融資先の実績、財務内容、返済能力等を評価し判断したうえで、貸倒引当金を計上しております。

- (3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

当該見積りは、千葉県内外の景気動向、不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測困難な不確実性の影響を受ける可能性があり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 25,170百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に8,648百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	18,675百万円
危険債権額	43,775百万円
三月以上延滞債権額	417百万円
貸出条件緩和債権額	57,603百万円
合計額	120,472百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,660百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,311,159百万円
貸出金	1,313,458百万円

担保資産に対応する債務

預金	49,931百万円
売現先勘定	50,565百万円
債券貸借取引受入担保金	214,190百万円
借入金	1,619,598百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券66,535百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金7,230百万円、金融商品等差入担保金52,959百万円、現先差入担保金6,942百万円及び保証金6,813百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,703,781百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,367,661百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が726,695百万円あります。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,530百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 100,091百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 11,733百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は38,008百万円であります。
11. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、一部の店舗については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託16,908百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益21,180百万円及びリース子会社に係る受取リース料18,509百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却9,343百万円及びリース子会社に係るリース原価16,973百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数	摘 要
発 行 済 株 式					
普 通 株 式	815,521	—	10,000	805,521	
種 類 株 式	—	—	—	—	
合 計	815,521	—	10,000	805,521	
自 己 株 式					
普 通 株 式	100,093	8,106	10,066	98,132	(注)
種 類 株 式	—	—	—	—	
合 計	100,093	8,106	10,066	98,132	

(注) 増加株式数8,106千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加8,103千株及び単元未満株式の買取請求による増加2千株であり、減少株式数10,066千株は取締役会決議による自己株式消却による減少10,000千株及び譲渡制限付株式の割当による減少66千株並びに単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	12,162百万円	17円00銭	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	12,878百万円	18円00銭	2024年9月30日	2024年12月5日
合 計		25,041百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	15,562百万円	利益剰余金	22円00銭	2025年3月31日	2025年6月30日

2025年6月27日開催予定の第119期定時株主総会の議案として、上記の内容を提案予定です。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務に加え、有価証券投資などのマーケット業務を行っています。

預金を中心に調達した資金を、主として県内の事業者に対する貸出金及び個人向け住宅ローン、また有価証券投資などで運用しております。これらの資産・負債を総合的に管理し、市場環境等の変化に応じた戦略目標等の策定に資するため、ALM委員会を中心としたALM管理体制を構築しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として県内の事業者に対する貸出金及び個人向け住宅ローンであり、顧客の財務状況の悪化などによってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、及びマーケット（金利・価格・為替）の変動に伴う市場リスクに晒されています。

金融負債は、主として県内の個人預金であり、流動性預金、定期性預金で構成されておりますが、一定の環境の下で予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクに晒されています。

貸出等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されていますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

外貨建ての資産と負債には、ポジションのミスマッチが存在しており、為替の変動リスクに晒されていますが、一部は通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

デリバティブ取引は、顧客の多様な運用・調達ニーズへの対応、資産・負債のリスクコントロール手段及びトレーディング（短期的な売買差益獲得）を主な目的として利用しています。資産・負債のリスクコントロール手段として、金利変動リスク・ヘッジ及び為替変動リスク・ヘッジを行っており、当該取引はヘッジ会計を適用しています。金利変動リスク・ヘッジは、主に貸出金をヘッジ対象、金利スワップ取引等をヘッジ手段としています。為替変動リスク・ヘッジは、外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段としています。デリバティブ取引は、他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスクに晒されています。

一部の連結される子会社及び子法人等では、リース債権、割賦債権等を保有しています。当該金融商品は、金利の変動リスク、信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクに対しては、「資産自己査定制度」により、適正な償却・引当を実施するとともに、「内部格付制度」を中心に、厳正な信用リスク管理体制を構築し、個別与信管理と与信ポートフォリオ管理を行っています。組織面では、審査・管理部門（企業サポート部等）及び与信部門（営業店等）から組織・業務が独立した「コンプライアンス・リスク統括部」が、信用リスク管理部署として信用リスク全体を統括管理するなど、牽制が働く体制としています。また、「リスク管理委員会」は、信用リスク管理方針の検討などを行い、貸出資産の健全性確保に努めています。なお、具体的な信用リスク管理の方法は以下の通りです。

<個別与信管理>

個別案件の審査は、与信の基本原則（安全性・収益性・流動性・成長性・公共性）のもと、営業店及び「企業サポート部」を中心に、審査基準に従った厳正な審査を行っています。また、経営改善が必要なお客さまの支援および破綻先などの整理回収活動を行っています。こうした事前の審査および事後の管理をとおして優良な貸出資産の積み上げと損失の極小化を図っています。

<与信ポートフォリオ管理>

与信ポートフォリオ管理とは、個別与信が特定の国や業種に集中することなどにより、一時に大きな損失を被るリスクを管理していくものです。「コンプライアンス・リスク統括部」では、国別・業種別・格付別などのさまざまな角度から信用リスクの状況を把握し、与信上限額の設定など必要な対策を講じることにより、与信ポートフォリオの健全性向上に努めています。

② 市場リスクの管理

市場リスクに対しては、「リスク上限管理」を中心に、厳正な市場リスク管理体制を構築しています。組織面では、市場リスク管理部署である「コンプライアンス・リスク統括部」を、取引執行部署である「市場営業部・海外店」や業務管理部署である「市場業務部」から独立した組織とし、相互に牽制する体制としています。「ALM委員会」では、市場リスクの状況を踏まえた当行の資産・負債の総合管理に係る諸施策を検討しています。なお、「リスク上限管理」の方法は以下の通りです。

<リスク上限管理>

有価証券や預貸金などの金融商品については、市場リスクを一定の範囲にコントロールするため、リスク量に上限を設け管理しています。また、取引や商品のリスク特性を踏まえ、より具体的な管理指標として、運用残高、平均残存期間、10BPV、評価損益等にも上限を設け、市場リスクの拡大防止に努めています。トレーディング取引についても、ポジション、損失に上限を設定し、厳正な管理をしています。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクに対しては、「限度枠管理」を中心に、厳正な流動性リスク管理体制を構築しています。組織面では、流動性リスク管理部署である「コンプライアンス・リスク統括部」を、資金繰り管理部署である「市場営業部」から独立した組織とし、相互に牽制する体制としています。「ALM委員会」では、流動性リスクの状況を踏まえた当行の資産・負債の総合管理に係る諸施策を検討しています。また、万が一、資金繰りに重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、速やかに頭取を委員長とする対策会議を開催し、今後の対応方針を協議する態勢としています。なお、「限度枠管理」の方法は以下の通りです。

<限度枠管理>

国債などの換金性の高い流動資産については、予期せぬ資金の流出に備え、最低保有額を設定して管理しています。インターバンク市場などからの資金調達については、当行の調達力の範囲内で安定的な資金繰りを行うため、調達限度枠を設定して管理しています。

④ 統合リスクの管理

「リスク資本配賦制度」を中心に、厳正な統合リスク管理体制を構築しています。統合的リスク管理部署である「コンプライアンス・リスク統括部」は、信用リスク、市場リスクなどのリスクを一元的に把握するほか、ストレス・テストの実施により、リスクに対する自己資本の充実度を検証しています。取締役会は、その結果を定期的にモニタリングし、必要に応じ対応策の検討を行う態勢としています。なお、「リスク資本配賦制度」による管理方法は以下の通りです。

＜リスク資本配賦制度＞

「リスク資本配賦制度」とは、経営体力である自己資本の範囲内で国内営業部門・市場部門などの部門別にリスク資本（許容リスク量）をあらかじめ配賦し、その範囲にリスクをコントロールして管理する方法です。これにより、当行全体の健全性を確保したうえで、各部門が収益性の向上や効率的な資本の活用を図るなどのリスク・リターンを意識した業務運営を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、特定取引資産・負債（デリバティブ取引を除く）、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。その他、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額（＊1）
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,496	1,491	△4
その他有価証券	3,099,859	3,099,859	－
(2) 貸 出 金	13,183,185		
貸倒引当金（＊2）	△29,832		
	13,153,352	13,153,309	△42
資 産 計	16,254,707	16,254,659	△47
(1) 預 金	16,251,921	16,247,590	4,330
(2) 譲渡性預金	463,414	463,414	－
(3) 借 用 金	1,637,445	1,613,163	24,281
負 債 計	18,352,781	18,324,168	28,612
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,212	4,212	－
ヘッジ会計が適用されているもの	23,332	23,332	－
デリバティブ取引計	27,544	27,544	－

（＊1）差額欄は評価損益を記載しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他の有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分					連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	(* 1) (* 2)	17,068			
組 合 出 資 金	(* 3) (* 4)	60,545			
合 計		77,613			

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※4) 当連結会計年度において、組合出資金について924百万円減損処理を行っております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有 価 証 券 (*1)				
そ の 他 有 価 証 券				
国 債	688,891	—	—	688,891
地 方 債	—	258,474	—	258,474
社 債	—	369,217	38,425	407,642
株 式	313,077	—	—	313,077
外 国 債 券	195,783	588,442	—	784,226
そ の 他	63,387	549,836	—	613,223
資 産 計	1,261,140	1,765,971	38,425	3,065,537
デリバティブ取引 (*2)				
金 利 関 連	—	33,074	—	33,074
通 貨 関 連	—	(5,984)	458	(5,525)
株 式 関 連	—	—	—	—
債 券 関 連	(3)	—	—	(3)
商 品 関 連	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
デリバティブ取引計	(3)	27,090	458	27,544

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は34,322百万円であります。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
有 価 証 券				
満期保有目的の債券				
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—
そ の 他	—	1,491	—	1,491
貸 出 金	—	—	13,153,309	13,153,309
資 産 計	—	1,491	13,153,309	13,154,800
預 金	—	16,247,590	—	16,247,590
譲 渡 性 預 金	—	463,414	—	463,414
借 用 金	—	1,595,499	17,664	1,613,163
負 債 計	—	18,306,504	17,664	18,324,168

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル 3 の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル 3 の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。当該時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、債券先物取引および金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、長期の通貨関連取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区 分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有 価 証 券				
その他有価証券				
社 債				
私 募 債	現在価値技法	割引率	0.00%－1.66%	0.07%
デリバティブ取引				
通貨関連取引	オプション評価モデル	ボラティリティ	8.81%－9.01%	－

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済の純額
		損益に計上（*）	その他の包括利益 に計上	
有 価 証 券				
その他有価証券				
社 債				
私 募 債	44,526	31	△195	△5,937
デリバティブ取引				
通貨関連取引	228	230	－	－

	レベル3の時価 への振替	レベル3の時価 からの振替	期末残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日 において保有する 金融資産及び 金融負債の評価損益 （*）
有 価 証 券				
その他有価証券				
社 債				
私 募 債	－	－	38,425	－
デリバティブ取引				
通貨関連取引	－	－	458	230

（*）連結損益計算書の「資金運用収益」、「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針、手続及び、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、TONAやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

ボラティリティ

ボラティリティとは、一定期間における変数の予想変化の尺度であります。一部の金融商品は、ボラティリティの上昇から利益を得、他の金融商品は、ボラティリティの低下から利益を得ます。一般に、ボラティリティの著しい上昇（低下）は、オプション価格の著しい上昇（下落）を生じさせ、オプションの買いポジションである場合には、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売 買 目 的 有 価 証 券	△159

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	－	－	－
	地 方 債	－	－	－
	社 債	－	－	－
	そ の 他	－	－	－
	うち外国債券	－	－	－
	小 計	－	－	－
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	－	－	－
	地 方 債	－	－	－
	社 債	－	－	－
	そ の 他	1,496	1,491	△4
	うち外国債券	1,496	1,491	△4
	小 計	1,496	1,491	△4
合 計		1,496	1,491	△4

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	295,886	73,141	222,744
	債 券	27,033	26,974	58
	国 債	15,021	15,001	19
	地 方 債	5,795	5,786	9
	社 債	6,215	6,185	29
	そ の 他	604,308	561,990	42,318
	うち外国債券	307,697	302,985	4,711
	小 計	927,227	662,106	265,121
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	17,191	26,165	△8,973
	債 券	1,327,976	1,411,591	△83,615
	国 債	673,870	716,205	△42,334
	地 方 債	252,678	261,512	△8,833
	社 債	401,427	433,874	△32,447
	そ の 他	827,463	884,169	△56,705
	うち外国債券	476,528	505,620	△29,091
	小 計	2,172,631	2,321,926	△149,295
合 計		3,099,859	2,984,032	115,826

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株 式	23,404	15,785	253
債 券	281,144	309	4,904
国 債	219,618	309	805
地 方 債	33,818	－	1,753
社 債	27,706	0	2,344
そ の 他	119,978	6,024	1,499
う ち 外 国 債 券	58,335	549	114
合 計	424,527	22,119	6,657

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価（原則として連結会計年度末日の市場価格等。以下同じ。）が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は社債 2 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要 注 意 先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正 常 先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの （百万円）	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	6,900	6,900	－	－	－

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.4%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は23百万円増加し、繰延税金負債は876百万円増加し、その他有価証券評価差額金は1,029百万円減少し、繰延ヘッジ損益は231百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は100百万円減少し、法人税等調整額は500百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は306百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額	1,618円89銭
1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	104円17銭

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当行は、2024年10月30日に、エッジテクノロジー株式会社の普通株式10,300,198株を株式公開買付けにより取得いたしました。この結果、当行のエッジテクノロジー株式会社に対する議決権比率は95.50%に達したことから、同日付けでエッジテクノロジー株式会社を連結子会社といたしました。

また、2024年12月10日に株式売渡請求により、エッジテクノロジー株式会社の全株式を取得いたしました。これにより、議決権比率が100%となったことから、エッジテクノロジー株式会社は当行の完全子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 エッジテクノロジー株式会社

事業の内容 AIソリューションサービスの提供、AI教育サービスの提供、AIプロダクトの開発/販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当行グループはOne to Oneマーケティングのさらなる強化、AIによる業務改革並びにアライアンス行への展開、AIソリューションの提供も含めた「地域まるごとDX」など、既存の枠組みを大きく上回る様々なシナジーを実現できると考えています。

当行とエッジテクノロジー株式会社は、社会課題の解決を通じて自らも成長を目指すという理念や方向性が一致しており、経営資源の相互活用を行いつつ、様々な協業を通してAIを活用したDX戦略の高度化を実現することで、両社の企業価値の一層の向上に努めてまいります。

(3) 企業結合日

2024年10月30日（みなし取得日 2024年10月31日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得による子会社化

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前の議決権比率 0.00%

株式公開買付け実施後の議決権比率 95.50%

株式売渡請求実施後の議決権比率 100.00%

なお、当行は株式の全てを取得することを目的とした一連の株式取得を一体の取引として処理しております。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として、株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年11月1日から2025年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	9,068百万円
取得原価		9,068百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	369百万円
------------	--------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

8,436百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	939百万円
固定資産	50百万円
資産合計	989百万円

流動負債	357百万円
------	--------

負債合計	357百万円
------	--------

7. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。